

令和4年 第11回

福生市教育委員会定例会議事録

日 時：令和4年11月16日（水）午前10時00分

場 所：福生市役所第二棟4階委員会室

1 出席委員	教育長	石 田 周
	委員	加 藤 孝 子
	委員	渡 辺 浩 行
	委員	坂 本 和 良
	委員	野 口 哲 也
	委員	新 藤 美知子

2 事務局(説明員)	教育長(再掲)	石 田 周
	教育部長	町 田 高 司
	参事兼教育指導課長	勝 山 朗
	教育総務課長	中 島 薫
	教育部主幹	吉 本 一 也
	教育支援課長	大 楠 功 晃
	生涯学習推進課長	菱 山 栄三郎
	スポーツ推進課長	野 崎 昌 利
	公民館長	佐 藤 克 年
	図書館長	宮 林 和 也
	指導主事	古 川 裕 平
	指導主事	竹 内 秀 礼
	指導主事	田 畑 圭 洋
	職員課長	鈴 木 彰
	総務課職員係長	稲 生 剛 礼
	総務課法制係長	山 縣 裕 美

3 傍聴人 2名

4 議事日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	教育長報告
日程第 3	議案第49号 福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に対する意見聴取について
日程第 4	議案第50号 福生市個人情報の保護に関する法律施行条例に対する意見聴取について
日程第 5	議案第51号 福生市個人情報保護審査会条例に対する意見聴取について
日程第 6	議案第52号 令和4年度福生市一般会計補正予算(第9号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について
日程第 7	議案第53号 財産の取得についての意見聴取について
日程第 8	議案第54号 福生市営プールの指定管理者の指定についての意見聴取について
日程第 9	報告第35号 令和4年度 GTECの結果について
日程第 10	報告第36号 令和4年度 全国学力・学習状況調査リーフレットについて

日程第 11 その他報告事項

【教育長】 ただいまから令和4年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。日程第1、会議録署名人の指名を行います。福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、加藤孝子委員、野口哲也委員を署名人として指名いたします。

次に日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。初めに町田教育部長より報告いたします。

【教育部長】 それでは、私からは学校所管以外の教育長報告をさせていただきます。当日差し替え資料の3ページをお願いいたします。

まず左の列から、市の報告でございます。新型インフルエンザ等対策本部会議を、書面開催等で随時開催しております。

続きまして各課でございます。まず教育総務課でございますが、ここには記載はございませんが、11月1日の夜、第一小学校の校庭照明が煙を上げ故障いたしまして、4基あるうちの1基が点灯なくなるという事象が発生いたしました。残りの3基は点灯する状況ですが、消防署等からは安全確保のため使わないでほしいとのことで、現在夜間の校庭利用はストップしている状況でございます。これは機器の老朽化に起因しているものと思われませんが、現在公共施設マネジメント課とともに、LED化等を含め対応を検討しているところでございます。

次に生涯学習推進課でございますが、10月29日、第22回目となる福生市子ども議会を開催いたしました。今年は新たな試みとして中学生に参加してもらい、質疑の講評や生徒会活動の紹介等を行ったところでございます。

次にスポーツ推進課でございますが、11月5日、令和4年度東京都スポーツ功労賞表彰式があり、個人では福生市体育協会副会長の横山恵美子氏、団体では福生市卓球連盟が受賞されております。

次に公民館でございます。3年ぶりとなる市民文化祭が開催されました。11月3日に開場式を執り行い、展示、演示ともに13日に無事終了いたしました。

次に図書館でございます。ここには記載はございませんが、現在工事中の図書館の運営等の参考とするため、教育長以下担当課と、今年3月にリニューアルオープンした瑞穂町の図書館へ視察に行っていました。また併せて、瑞穂町郷土資料館けやき館も視察してまいりました。私からは以上でございます。

【教育長】 次に勝山教育部参事より報告いたします。

【教育部参事】 はい。それでは、私から学校教育に関する所管事務について御報告を申し上げます。初めにインフルエンザ等による学年閉鎖、学級閉鎖についてでございます。11月以降、児童生徒の新型コロナウイルス感染症への感染等についての報告が増加してございます。11月の感染者数でございますが、11月15日現在、小学生は68名、中学生は10名、合計78名でございます。感染拡大防止の観点から11月15日から11月17日までの3日間、福生第五小学校の第5、第6学年および第4学年の1つの学級がそれぞれ学年閉鎖、学級閉鎖となっております。そ

れではこの後、大きく3点について御報告を申し上げます。

1点は、行事等の実施状況についてでございます。5ページの資料を御覧ください。

ア、小学校名栗自然教室でございます。福生第一小学校が10月28日から1泊2日の日程で実施をいたしました。

イ、文化的行事でございますが、福生第六小学校が11月12日、13日に学習発表会を実施いたしました。

ウ、道徳授業地区公開講座でございます。福生第一小学校が11月5日、2時間目と4時間目に授業公開、3時間目に講演会、意見交換会を行う形式で実施をいたしました。

2点は、行事の実施予定についてでございます。文化的行事、道徳授業地区公開講座および職場体験につきましては、記載のとおり実施予定でございます。大変恐縮でございますが、1点訂正をさせていただきます。ア、文化的行事の福生第五小学校の音楽会でございますが、11月24日木曜日と26日土曜日の実施の予定でございます。大変に申し訳ございません。

3点は、その他についてでございます。

ア、児童生徒の活躍についてでございます。福生第二中学校吹奏楽部が、11月5日に行われました第28回日本管楽合奏コンテスト全国大会に出場し、金賞を受賞いたしました。なお金賞は出場32校中の11校でございました。

次にイ、中学校英語スピーキングテストでございます。11月27日日曜日、中学校第3学年の生徒を対象といたしました中学校英語スピーキングテストが実施されます。本市においては、やむをえない理由により受験できない生徒に対する措置への申請を含めて、全ての生徒が申し込みを終了してございます。生徒が自身の実力を発揮できるよう各学校で指導、支援をしているところでございます。説明は以上でございます。

【教育長】 以上、報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは教育長報告を終わります。

次に日程第3、議案第48号、「福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に対する意見聴取について」を議題といたします。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 はい。それでは、日程第3、議案第49号、「福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に対する意見聴取について」、提案理由ならびに内容について御説明を申し上げます。資料の10ページをお願いいたします。提案理由でございますが、市長等の損害賠償責任の一部免責に関し、必要な事項を定め、本条例を制定する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、平成29年の地方自治法の一部改正が令和2年4月1日から施行され、条例において住民訴訟の対象となる市長等、ここでは市長、副市長、教育長、行政委員会の委員等、職員等を指しますが、これら市長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、賠償責任額を限定して、それ以上の額を免責する旨を定めることができることとなりました。当市におきましても将来的に、かかる事案が起こり得ることまでは否定できず、市長や職員等の心理的な負担により柔軟な職務遂行

において委縮が生じ、果敢な施策展開に支障が生じる可能性もございますので、市長や職員等への市の損害賠償責任の一部免責に関して、必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございます。

次に条例の構成について説明をいたします。第1条が趣旨、第2条が市長等の損害賠償責任の一部免責、第3条は法第243条の2、第1項の条例で定める額となっております。損害賠償責任の限度額の範囲につきましては、市長や職員等の職責、その他の事情を考慮して、地方自治法施行令に定められた基準を参酌して、損害賠償責任の限度額を定めることといたしております。参酌基準は基準給与年額に職責に応じた乗数を乗じるもので、地方自治法施行令で定められているものでございます。

基準給与年額とは、給与月額または報酬月額の12月分に、年間の期末勤勉手当および各種手当の12月分の合計額でございます。市長や職員等が賠償の責任を負う額につきましては、市長は基準給与年額の6倍、副市長、教育長、教育委員会委員は基準給与年額の4倍、職員は基準給与年額の1倍となっております。

最後に、本条例につきましては交付の日から施行するものでございます。以上で、議案第49号、「福生市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に対する意見聴取について」の説明とさせていただきます。御審議をいただき、議案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第49号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第4、議案第50号、「福生市個人情報の保護に関する法律施行条例に対する意見聴取について」を議題といたしますが、日程第5、議案第51号、「福生市個人情報保護審査会条例に対する意見聴取について」と内容に関連がありますので、一括して事務局より説明いたしますので御了承のほどお願い申し上げます。なお、採決につきましては1件ずつ採決させていただきます。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは日程第4、議案第50号、「福生市個人情報の保護に関する法律施行条例に対する意見聴取について」、日程第5、議案第51号、「福生市個人情報保護審査会条例に対する意見聴取について」の2つの議案につきまして、内容に関連がありますことから一括で説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正され、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等において、これまで別々の

法律、条令によって運用されてきた個人情報の取り扱いが、個人情報保護法に一元化されたことに伴い、現存する市の個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行条例を制定するとともに、関係する条例を整備する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

内容でございますが、資料 17 ページをお願いいたします。福生市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、現行の福生市個人情報保護条例を廃止し、新たに制定するものでございます。本条例は個人情報保護法の規定により、地方公共団体の条例で規定すべき事項や、本市における個人情報の適切な取り扱いのため、本市固有で規定が必要な事項について規定するものでございます。個人情報ファイルの作成範囲や、目的外利用および外部提供の規定、開示決定の期限や手数料など、法の範囲において市が規定することができる部分を条例で定めております。

次に資料 29 ページをお願いいたします。福生市個人情報保護審査会条例につきましては、所掌事項として実施機関からの諮問に応じ、開示決定等に対する審査請求の調査および、個人情報の保護に関する専門的な知見に基づく意見聴取についての審議等を規定いたします。審査会の組織については現行条例と同様に規定し、審査請求についての手続きに関しましても、行政不服審査法に規定する他に必要な事項を、現行条例と同様に規定しております。なお会議体の名称は、法改正後の主な役割が審査請求に対する調査審議となること等を考慮し、個人情報保護審議会から個人情報保護審査会へ変更をいたします。施行日はいずれも令和 5 年 4 月 1 日に出そうとするものでございます。

以上で議案第 50 号、議案第 51 号の意見聴取に関する提案理由、ならびにその内容の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。坂本委員員。

【坂本委員】 法律改正に基づいて条例を整理したという理解でよろしいのでしょうか。

【教育総務課長】 はい、そのとおりでございます。

【坂本委員】 今までの個人情報保護に関して、うまく行かなかったところを併せて修正したとか、改正したということはありますか。

【教育長】 総務課法制係山縣係長。

【法制係長】 はい。そういった修正等はしてございません。以上です。

【教育長】 ほかにございませうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りをいたします。議案第 50 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は原案のとおり同意することといたします。

次に議案第 51 号についてお諮りいたします。議案第 51 号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第 6、議案第 52 号、「令和 4 年度福生市一般会計補正予算第 9 号の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」を議題といたします。中島教育総務課長より内容説明をお願いいたします。

【教育総務課長】 それでは日程第 6、議案第 52 号、「令和 4 年度福生市一般会計補正予算第 9 号の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について」、提案理由ならびに内容について御説明申し上げます。資料は 37 ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から別紙写しのとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。39 ページから 50 ページが意見聴取の写しの資料でございます。補正予算の内容につきましては、42 ページをお願いいたします。令和 4 年度福生市一般会計補正予算第 9 号の第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 184,412,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 29,939,205,000 円とするものでございます。

それでは補正内容について御説明させていただきます。44 ページをお願いいたします。初めに債務負担行為補正でございます。市営プール指定管理委託は、期間は令和 9 年度まで、限度額は 176,910,000 円でございます。令和 5 年度以降の指定管理者の指定に伴うものでございます。

46 ページをお願いいたします。歳出でございます。第 9 款第 1 項第 3 目、教育支援費、説明欄 3、個別教育支援費 2,907,000 円の増額は、教育相談事業の備品等移転委託料から、スクールソーシャルワーカー活用事業の通信運搬費まで、子ども応援館 2 階の教育相談室の一部機能を中央体育館 2 階へと移転し、スクールソーシャルワーカーの運用強化を図るものでございます。

47 ページをお願いいたします。第 4 項第 1 目、生涯学習推進費、説明欄 2、生涯学習推進費 3,151,000 円の減額は、ふっさっ子の広場事業委託料の契約額の確定によるものでございます。

48 ページをお願いいたします。第5項第1目、スポーツ推進費、説明欄3、中央体育館費は中央体育館管理事務のバスケットゴール改修工事の契約額の確定による1,119,000円の減額と、内装等改良工事3,489,000円は教育相談室の一部機能移転に伴う増額でございます。

次に説明欄4、地域体育館費の3,348,000円の減額は、地域体育館管理運営事業のバスケットゴール改修工事と、空調設備改良工事の契約額の確定によるものでございます。

以上、議案第52号、令和4年度福生市一般会計補正予算第9号の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についての説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。新藤委員。

【新藤委員】 SSWの移転に関してですが、1点目です。それはもう現状の場所と考えた時に、これは移すことが最善だというふうに現状では認識しております。ただそのことによって、臨床心理士との共同作業といいますか、情報の共有とかそういうことについては、今までとは状況が変わったことによるやり方というものは新たに整備していただいて、場所が移ったことによってそういうことへの齟齬がない、子どもたちにマイナスがないようお願いをしたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

2点目は、これは現状で最善ということは認識した上で、ただ今後、これは最後の在りようではないという形です。やっぱり今後の子どものたちの状況、相談業務の拡大や多様性、あるいは支援の拡大や多様性を考えた時に、やはりこの最後の施設の在り方というものについては、市として今後も考えていくということを前提に、この案を提出いただければ同意したいと思います。よろしくをお願いいたします。

【教育長】 1点目と2点目合わせて、大楠課長。

【教育支援課長】 まず1点目のSSW機能の移転につきまして、臨床心理士との連携等につきましては、教育相談室は3つの機能がありますので、それが今回の機能移転に伴い、機能低下を招かないように、こまめな連携を図り、定期的な会議等も考えております。

次に2点目でございます。今回は臨時的な対応となりますため、今後予定される公共施設の再編等により、市内の公共施設が大きく変わることも想定されますので、教育相談室等が一番よい形で業務等が行えるように、市の担当部署と協議を進めながら調整してまいりたいと考えております。

【教育長】 よろしゅうございましょうか。

【新藤委員】 ありがとうございます。

【教育長】 今、極めて重要な御指摘いただきましたのは、事務室が広がる側面もあるということ。このことで、SSWの皆さんも含めて、相談室で働くみなさんが、福生で働くということに対して誇りというか、福生のためにやろうというような、そういった意欲とかやる気が高まるのではないのでしょうか。勤務環境が改善されるわけなので、そういった意欲を引き出していただけるといいなと私も考えております。どうぞよろしく願いいたします。ほかはいかがでしょう。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第52号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第7、議案第53号、「財産の取得についての意見聴取について」を議題といたします。宮林図書館長より内容説明をお願いいたします。

【図書館長】 それでは日程第7、議案第53号、「財産の取得について意見聴取」は、中央図書館開架書架用備品の取得に対する意見聴取でございますが、提案理由ならびに内容について御説明いたします。

資料53ページをお願いいたします。提案理由でございますが、中央教育行政の組織および運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。それでは議案第53号、当日差し替え資料をお願いいたします。

54ページをお願いいたします。1の取得の理由は、中央図書館開架書架用備品の取得でございます。2の取得する動産の種類および数量は、中央図書館で使用する書架等備品一式でございます。3の取得の方法は、予定価格が5,000万円を超えることから制限付き一般競争入札となります。4の取得の相手方は株式会社伊藤伊で、5の取得の金額は148,390,000円でございます。

55ページをお願いいたします。資料1、入札の変化を示す調書につきましては記載のとおりでございます。

56ページをお願いいたします。資料2、中央図書館開架書架用備品購入の概要でございます。開架書架、受付カウンター、机、椅子、サインなどでございます。

以上、議案第53号、財産の取得についての意見聴取に対する説明とさせていただきます。御審議をいただき、原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第53号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第 53 号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第 8、議案第 54 号、「福生市営プールの指定管理者の指定についての意見聴取について」を議題といたします。野崎スポーツ推進課長より内容説明をお願いいたします。

【スポーツ推進課長】 はい。それでは日程第 8、議案第 54 号、「福生市営プールの指定管理についての意見聴取について」は、福生市営プールの指定管理者の指定について意見聴取がございましたので、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料は 57 ページをお願いいたします。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、市長から 59 ページから 60 ページ、並びに議案第 54 号、当日配布資料のとおり意見を求められましたので、本議案を提出しようとするものでございます。

資料の 60 ページをお願いいたします。1 の指定管理者に管理を行わせる施設についてでございますが、福生市営プールでございます。所在地は記載のとおりでございます。次に、2 の指定管理者に指定する団体につきましては、有限会社ブイフィールドでございます。所在地につきましては記載のとおりでございます。次に、3 の指定の期間でございますが、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

次に、当日配布資料の 5 ページをお願いいたします。こちらは指定管理者候補者の選定の過程について、まとめた資料でございます。1 の審査会審査員の構成につきましては、13 名でございます。2 の応募団体数は 2 団体でございます。次に、3 の選定審査の経過についてでございます。今回の選定に当たり選定審査会を 3 回実施いたしました。第 1 回選定審査会では、選定審査方針の決定や応募資格の確認を行いました。第 2 回の選定審査会では、外部審査員による応募団体の財務能力に関する報告を踏まえ、財務審査を行い、2 団体とも基準を満たしていることを確認し、2 団体に対しまして第 1 次審査を実施し、第 1 次審査通過団体として決定をいたしましたところでございます。その後、第 1 次審査通過団体に対しまして、スポーツ推進課による現地調査を実施いたしました。そして第 3 回選定審査会では、現地調査結果の報告後、第 2 次審査といたしましてプレゼンテーション審査を実施いたしました。第 2 次審査で最高得点を獲得いたしました有限会社ブイフィールドを、指定管理者に選定いたしました。指定管理候補者の審査結果の詳細につきましては、当日配付資料の 7 ページから 9 ページに記載してございますので、後ほど御確認をいただければと思います。

恐れ入りますが、当日配布資料の 1 ページにお戻りをいただきたく存じます。1 ページから 3 ページにわたって、指定管理者の指定に関する資料となっております。有限会社ブイフィールドの団体の概要、主な業務内容、管理運営実績についてや基本理念、運営方針、提案内容、事業計画、職員配置といった提案内容についての記載でございます。

次に、当日配付資料の 4 ページをお願いいたします。こちらは現在の指定管理者の収支状況や、今回提案がございました向こう 5 年間の収支計画でございます。今回の指定の議決に合わ

せまして、5年間の収支計画に基づく指定管理委託料 176,910,000 円を、12月補正で債務負担行為を設定させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今後の予定といたしまして、12月議会での議決後は、指定管理者への指定の通知とともに告示を行う予定でございます。その後、指定管理者と担当課において基本協定及び年度協定の内容に関する協議を行い、令和5年3月に協定を締結、4月1日から業務開始を予定しているところでございます。

以上、議案第54号、「福生市営プールの指定管理者の指定についての意見聴取について」の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第54号は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第9、報告第35号、「令和4年度GTECの結果について」を議題といたします。竹内指導主事より内容説明をお願いいたします。

【指導主事】 日程第9、報告第35号、「令和4年度GTECの結果について」御説明いたします。資料63ページを御覧ください。中学校第3学年の全生徒を対象としたGTECの公費受検を6月に実施しました。GTECでは、CEFRと呼ばれるレベル分けがスコアに応じて出されます。2、(1)の表を御覧ください。GTECのスコアが270点から689点の受検者はCEFRのA1レベルで、英検3級程度の能力とされています。

令和4年度の結果について、2、(2)をご覧ください。読むこと、聞くこと、書くこと、話すことの4技能を総合したスコアで、福生市の目標であるA1ポイント3以上を達成した生徒の割合は40.8%となり、昨年度から5.2%増加しました。また英検3級程度とされているA1レベル以上の生徒は86%に及んでいます。

次に2、(3)平均スコアを御覧ください。4技能を総合した福生市の平均スコアは471.4点でした。昨年から12.6点向上し、全国平均を上回りました。技能別の平均スコアでは、4技能全てにおいて全国平均を上回る結果となりました。また、書くことは、福生市の目標であるA1ポイント3以上のスコアを達成しました。一方で話すことについては、全国平均を上回ったものの、A1ポイント1レベルであり、福生市の目標から考えると引き続きの課題であると言えます。

資料右上の参考を御覧ください。話すことにおいてA 1 ポイント3以上の生徒は 17.2%と、昨年度の 9.6%から増加傾向にあります。プレA 1の生徒が 30.2%と二極化傾向が見られます。

資料右下3、(1) 課題の見られた問題例を御覧ください。これは与えられた設定を踏まえ、4枚のイラストについて英語で話して説明するという問題です。2枚目と3枚目は5割から6割程度の正答率ですが、1枚目、4枚目は4割に満たない正答率となっています。この問題例をはじめ、話すことに関する課題を踏まえ、市内中学校の英語科教員で今後の指導について話し合いました。その結果、授業改善のための取り組みについて、3、(2)のような具体的な指導に関する提案がありました。これらの結果や取り組みを校長会や英語教育推進委員会等で共有するとともに、英語科指導に関する研修会等に活用することで、英語科の授業改善につなげていきます。

また本市の中学校にはALTが常駐配置されているとともに、小学校ではALTの巡回指導が多くの日数行われており、他の自治体に比べて恵まれた指導環境にあると言えます。話すことの指導に当たって、ALTを交えた英語指導力向上に関するオンライン研修会を実施するなど、授業内でALTを一層効果的に活用するための展開についても、各学校において研究していくよう指導いたします。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。坂本委員。

【坂本委員】 GTECの結果を見ながら、学校の先生方が指導法についての研究をされるということですので、ぜひ授業改善のほうにつなげていただければと思います。もう1つ、今度スピーキングテストが行われるわけですけれども、その結果と、このGTECの結果というものの相関を調べるということは可能でしょうか。せっかくやるのですから、1人1人の子どもにその成果が還元できるような、そういう手立てにつながっていくと良いと思うので。

【教育長】 古川指導主事。

【指導主事】 はい、ご指摘ありがとうございます。スピーキングテストの結果がどのように生かせるかということについては、確認をした上で検討してまいりたいと思います。ありがとうございました。

【教育長】 1人1人ということに着目してということで、今、御指導いただきましたので、しっかりそれを受け止めて指導課で研究していただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。新藤委員。

【新藤委員】 はい。二極分化というのは非常に気になるところで、しかもこれが30%という数字というのは、ちょっと今後の子どもたちの進路についても、これだけ英語が重視される

中、手立てをやはり考える必要があるかと思えます。今、教育長から1人1人という観点が表示されたので、ぜひこの子どもたちが、30%という括りがどの辺りで、どうつまずきながらここに留まっているのか、あるいはもう投げてしまっているのか分かりませんが、ある福生市内の中学校では、中学校1年生の終わり頃に、英語を諦めてしまう子が出てきているという話を教員から聞きました。指導しても、いや、もう自分は外国にも行かないしとか、外国の人と話す仕事にも就かないし、とかっていうような感じで、もう本当にキャリア教育との兼ね合いも含めて、非常に自分で見切っちゃったようなこともあるようです。ぜひそういったさまざまな、数字に表れない個々の在りようを、学校内で多少なりとも探っていただきながら、これを生かしていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

【指導主事】 ご指摘ありがとうございます。このGTECの結果につきましては、英語教育推進委員会で改めて委員の先生方にお示しするとともに、この二極化傾向が出ているというところを話題に上げて、各校で課題の分析、授業改善の取り組みをするよう指導してまいりたいと思えます。

【教育長】 古川指導主事。

【指導主事】 はい。併せて、今年度からTGGでの体験学習が始まります。委員御指摘の30%の子どもたちというのは、なかなか自信がもてなくて、簡単な会話表現や単語ならば知っているにもかかわらず、話せないという実態があると聞いています。そういう意味で、小学校5年生と中学校2年生の児童・生徒全員がTGGに行くことで、英語で外国の方とコミュニケーションが成り立つという成功体験をすることができ、この3割の子どもたちの英語力向上に大きく寄与できるのではないかなと期待できます。また、市内の学校ではこのTGGのタイミングを生かして、外国の中学校とオンラインでやりとりをするというような取組を、今年度始めるとい話も出ております。このような形で外国の方とつながりをもつ機会を少しでも多くして、英語でコミュニケーションをする自信や勇気を持てるような取組を更に推進していきたいと考えております。以上です。

【教育長】 よろしゅうございましょうか。ほかにいかがでしょうか。GTECについては、今年度4技能全てが全国平均より上のポイントが出たということで、それを踏まえながら今のお話の点、指導主事から学校に伝えて共有をお願いします。また、小学校にもこの話題を、つまり中学校3年生のテストということではなくて、小学校としても、英語教育推進会などを使って伝えていただきたいと思います。ほかによろしいでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第35号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第 35 号は報告のとおり承認することといたします。

次に日程第 10、報告第 36 号、「令和 4 年度全国学力学習状況調査リーフレットについて」を議題といたします。竹内指導主事より内容説明をお願いいたします。

【指導主事】 日程第 10、報告第 36 号、全国学力学習状況調査リーフレットについてご説明いたします。資料は 67 ページから 74 ページを御覧ください。本調査結果の速報値につきましては、9 月の定例会で御報告させていただきましたが、このたび教員向けのリーフレットにまとめましたので、御説明させていただきます。

リーフレット 1 ページには、各教科の平均正答率と本リーフレットの活用の仕方等を掲載しました。リーフレット 2 ページ目以降には、教科ごとの詳細について掲載いたしました。

リーフレット 2 ページ、3 ページを御覧ください。リーフレット 2 ページには国語の調査結果を、リーフレット 3 ページには課題として捉えた問題を掲載しております。なお小中連携の視点から、小学校と中学校の内容を同一ページの上下に掲載しています。リーフレット 4 ページ、5 ページには算数、数学、リーフレット 6 ページ、7 ページには理科についても同様の形式で掲載しております。

各教科の結果に共通しているのは、漢字や一次方程式、また実験器具の名称など基本的な内容の問題で、福生市と全国の平均正答率の差が大きく開いている点です。この差を縮めていくためには、学力層の下位層の児童生徒たちへの指導が重要であると考えます。

リーフレット 8 ページには、質問紙調査の結果の一部を掲載いたしました。回答を文章や式などで書く問題の無回答率が上昇傾向にあることが分かります。問題の意図や場面の設定を読み取ったり、自分の考えを文章で表現したりする力の育成が必要であると言えます。

I C T 機器の使用については、昨年度と同様に東京都や全国に比べ、福生市の学校において進んでいる実態が明らかになっています。一方で S N S 等の利用時間と学力との関連につきましては、利用時間が多いほど平均正答率が低くなり、2 時間を超えたところで福生市の平均正答率を下回る結果が出ています。また家庭生活に関する調査結果からは、家庭での過ごし方や生活習慣を身に付けることが、学力の向上に効果的に結び付いていることが分かりました。この結果については、家庭と連携した教育を推進するためにも家庭に適切に伝えることが必要だと考えます。私からの説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がございましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第 36 号は報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

【教育長】 御異議なしと認めます。よって、報告第 36 号は報告のとおり承認することといたします。

次に日程第 11、その他報告事項について。その他報告事項 1、「令和 4 年度社会教育施設の年末年始の休業について」を、町田教育部長より説明いたします。

【教育部長】 はい。それでは、その他報告事項の 1、「令和 4 年度社会教育施設の年末年始の休業について」を説明させていただきます。資料は 77 ページでございます。令和 4 年度社会教育施設につきましては、年末は 12 月 28 日水曜日まで開館、開場し、12 月 29 日木曜日から 1 月 3 日火曜日までの 6 日間を休業とさせていただきます。年始につきましては、1 月 4 日水曜日から平常どおり業務を行います。各施設の細かい情報につきましては、資料に記載のとおりでございます。なお市民の皆さまに対しましては、広報ふっさ等でお知らせをしております。また休業中の施設管理につきましては、社会教育施設、またここに記載のない学校施設いずれも機械警備となりますが、委託先の警備会社や保守会社と連携を図りながら適切な管理をしております。説明は以上でございます。

【教育長】 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。ないようでしたら質疑を終わります。ほかにその他報告はございますか。委員の皆さまから何かございませうか。ないようですので、その他報告事項を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、令和 4 年第 11 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。